

# 左室駆出率が保たれた心臓外科術後患者における1回拍出量係数と無酸素性作業閾値の関連に関する研究

## 1. 研究の対象

2019年2月から2025年11月までに当院で心臓外科手術を受け、術後に心肺運動負荷試験を実施された患者様のうち、左室駆出率が50%以上であった方を対象とします。

## 2. 研究目的・方法

本研究は、左室駆出率が保たれた心臓外科術後患者を対象に、心エコーで評価される1回拍出量係数と心肺運動負荷試験により得られる無酸素性作業閾値(AT)との関連を明らかにし、術後の運動耐容能評価に有用な指標を検討することを目的としています。

本研究は、診療録および通常診療として実施された検査データを用いた後方視的観察研究です。研究のために新たな検査や介入を行うことはありません。

研究期間は、倫理審査委員会承認日から2026年12月31日です。

## 3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：

診療録に記載された年齢、性別、診断名、手術内容、術後日数、等  
血液検査データ（ヘモグロビン値 等）  
心エコー検査データ（左室駆出率 等）、  
心肺運動負荷試験データ（無酸素性作業閾値、酸素摂取量 等）、  
体組成測定データ（骨格筋量指数 等） 等

試料：

本研究では、生体試料は使用しない。

## 4. 外部への試料・情報の提供

本研究において、研究に用いる試料および情報を、共同研究機関や海外を含む外部機関へ提供する予定はありません。

## 2. 研究又は他の研究機関への提供の開始予定日

研究期間は、倫理審査委員会承認日から2026年12月31日。

## 3 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱いに関する関連情報について

(1)「諸外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について  
(必要に応じてご参照ください。)

参考資料(個人情報保護委員会):

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

## (2) 個人情報の保護のための措置に関する情報について

当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第31条第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止する。

## 5. 研究組織

地方独立行政法人 りんくう総合医療センター  
診療支援局 リハビリテーション部門  
宮本誠一郎（研究責任者）

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

### 照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

地方独立行政法人 りんくう総合医療センター  
診療支援局 リハビリテーション部門  
宮本誠一郎(研究責任者)  
〒598-8577 泉佐野市りんくう往来北 2-23  
電 話 072-469-3111・FAX 072-469-7929

### 研究代表者：

地方独立行政法人 りんくう総合医療センター  
診療支援局 リハビリテーション部門  
宮本誠一郎(研究責任者)